

第 26 号議案

東京都台東区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、少年自然の家の利用者の区分を改めるため提出します。

東京都台東区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

東京都台東区立少年自然の家条例（昭和58年9月台東区条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中「中学生以下」を「高校生等相当年齢以下の者」に、「（以下同じ。）」を「。以下同じ」に、「中学生とは学校教育法第18条に規定する学齢生徒」を「高校生等相当年齢以下の者とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都台東区立少年自然の家条例の規定は、この条例の施行の日以後の東京都台東区立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の利用について適用し、同日前の少年自然の家の利用については、なお従前の例による。